

平成 30 年度横浜市障害福祉サービス等情報公表実施要綱

制定 平成 30 年 5 月 1 日 健障企第 908 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 に基づき、指定障害福祉サービス等に係るサービスの選択に資する情報の報告及び公表について必要な事項を定める。

（実施主体）

第 2 条 実施主体は、市長とする。

（情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類）

第 3 条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

（公表する情報の内容）

第 4 条 公表する情報の内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）の別表第 1 号及び別表第 2 号に掲げる項目とし、その具体的内容は別添 1 の「基本情報」及び別添 2 の「運営情報」のとおりとする。

（報告を行う事業者等）

第 5 条 報告を行う事業者等は第 3 条に掲げる指定障害福祉サービス等を運営する事業者であって、市内に事業所を有する事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

（報告の基準日）

第 6 条 報告の基準日は、以下のとおりとする。

(1) 平成 30 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供実績のある対象

事業者は平成 30 年 4 月 1 日とする。

- (2) 平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した又は開始しようとする対象事業者は当該事業者の指定を受けた日とする。

(実施期間)

第 7 条 本要綱の実施期間は、平成 30 年 5 月 8 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(報告の方法)

第 8 条 対象事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。)により市長に報告するものとする。

(報告の内容)

第 9 条 対象事業者が報告を行う内容は、以下のとおりとする。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供実績のある対象事業者は別添 1 の「基本情報」及び別添 2 の「運営情報」を報告する。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した又は開始しようとする対象事業者は別添 1 の「基本情報」を報告する。
- (3) 報告に当たっては、可能な限り最新の情報を報告するものとする。

(報告の開始時期)

第 10 条 対象事業者が報告を開始する時期は、以下のとおりとする。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等を提供している対象事業者は、平成 30 年 5 月 8 日からとする。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする対象事業者は、当該事業者の指定を受けた日とする。ただし、5 月 8 日以前に指定を受けた対象事業者は 5 月 8 日からとする。

(報告の期限)

第 11 条 対象事業者からの報告の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等を提供している対象事業者は平成 30 年 7 月 31 日までとする。
- (2) 平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする対象事業者は、事業者指定を受けた日から 2 か月以内とする。ただし、6 月 1 日以前に指定を受けた対象事業者は 7 月 31 日までとする。

(情報の公表)

第 12 条 市長は、対象事業者から報告された情報を審査の上、公表システムにより公表する。

(情報の公表時期)

第 13 条 情報の公表開始時期は、平成 30 年 9 月下旬とする。ただし、対象事業者による報告の状況、市による確認作業の進捗状況により変更となる場合がある。

(情報の変更の報告等)

第 14 条 公表情報についての変更があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 対象事業者は、次に掲げる情報について変更があったときは、10 日以内に公表システムにより市長に報告しなければならない。

ア 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレス

イ 法人の代表及び事業所の管理者

ウ その他変更届にかかる事項

(2) 市長は、(1)に定める他に必要があると認めるときは、対象事業者に情報の変更を求める。

(3) 市長は、対象事業者から変更の報告を受けた情報を審査の上、公表システムにより公表する。

(調査の実施)

第 15 条 市長は、対象事業者から報告された情報について、次の場合には調査を実施する。

(1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき

(2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき

(3) 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき

(4) その他特に市長が必要と認めるとき

(是正命令を受けた対象事業者に係る情報の取扱い)

第 16 条 対象事業者は、市長から障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた対象事業者に係る情報については、市長の指示に従い調査又は公表を行うものとする。

(苦情等の受付窓口)

第 17 条 情報公表に係る苦情については、健康福祉局障害企画課において受け付ける。

(その他)

第 18 条 対象事業者は、公表する情報について障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、対象事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。